

学校法人嶺南学園役員および評議員の報酬並びに費用に関する規則

理事会決議 令和2年3月13日
嶺南学園規則第8号

第1条〔目的〕 この規則は、学校法人嶺南学園（以下「法人」という。）の寄附行為第39条の規定に基づき、役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条〔定義〕 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 役員とは、寄附行為第6条に規定する理事および監事をいう。
- 2 評議員とは、寄附行為第25条に規定する評議員をいう。
- 3 常勤役員とは、法人において勤務することが常態である者とし、法人の職員としての給与を支給されている校長その他法人の教員または事務局職員である役員を除く。
- 4 非常勤役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- 5 役員の報酬等とは、報酬、給料、期末手当、退職手当その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、学校法人嶺南学園人事規則（昭和61年嶺南学園規則第2号）に基づくものを含まない。
- 6 費用とは、役員等としての職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費等）および手数料等の経費をいう。

第3条〔報酬等の支給〕 法人は、役員等の職務執行の対価として、次に定める報酬等を支給することができる。

- ② 常勤役員 給料、管理職手当、期末手当、通勤手当、退職手当
- ③ 非常勤役員および評議員 次の各号に定める報酬（前項の常勤役員除く。）
 - 1 理事会または評議員会への出席の都度、理事会の場合は1日あたり各1万円を支給するものとし、評議員会の場合は一日あたり各5千円を支給する。ただし、同一日に開催の理事会および評議員会にそれぞれ出席した場合は、1万5千円とする。
 - 2 監事に対しては前号の他に、行政庁による立入検査の立会ごとに1日あたり各1万円を支給する。

第4条〔報酬等の額の算定方法〕 常勤役員に対する報酬等の額は、次に

掲げる報酬等の区分に応じて、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

1 給料および手当（第2号および第3号の手当除く。以下同じ。） 別表第1に定める額

2 期末手当 学校法人嶺南学園人事規則（昭和61年嶺南学園規則第2号）第59条に定める算式により算出される額

3 退職手当 学校法人嶺南学園人事規則第69条に定める額

第5条〔報酬等の支給方法〕 常勤役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

1 給料および手当 毎月21日 ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、それら前日の金融機関の営業日

2 期末手当 毎年7月1日および12月10日 ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、それら前日の金融機関の営業日

3 退職手当 任期満了、辞任又は死亡により退任した後1箇月以内

② 非常勤役員および評議員に対する報酬は、理事会または評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

③ 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

④ 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額および本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

第6条〔費用〕 役員等には、別に定める旅費規則（昭和61年嶺南学園規則第4号）に基づいて、旅費を支給するものとし、前払いを要するものについては前もって支給するものとする。（次項においても同じ。）

② 役員等が職務執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

第7条〔給料等の日割り計算〕 新たに常勤役員に就任した者には、その日から給料を支給する。

② 常勤役員が退任し、または解任された場合は、前日までの給料を支給する。

③ 月の中途における就任、退任、または解任の場合の給料月額については、その月の総日数から日曜日および土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

④ 月の中途における就任、退任、または解任の場合の管理職手当、通勤手当、期末手当および退職手当については、学校法人嶺南学園人事規則の規定よるほか、一般職員の例による。

第8条〔端数の処理〕 この規則により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

第9条〔公表〕 この法人は、この規則をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第10条〔補則〕 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

第11条〔改廃〕 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決を経なければならない。

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年12月18日から施行し、令和2年4月1日から適用する。